

甲賀市第 3 次障がい者基本計画
第 6 期障がい福祉計画
第 2 期障がい児福祉計画
(骨子案)

令和 2 年 8 月

甲賀市

計画書構成案

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨と目的
- 2 法律改正等の状況
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の対象
- 5 計画の期間
- 6 計画の策定体制

第2章 障がいのある人たちのこと

- 1 障害者手帳を持っている人たちについて
- 2 さまざまな障がいのある人について
- 3 第5期甲賀市障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗状況について
- 4 アンケート結果

第3章 計画の考え方

- 1 計画の理念
- 2 計画の基本方針
- 3 体系図

第4章 第3次障がい者基本計画

- 1 誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる
- 2 障がいのある子どもの学びと成長を支える
- 3 就職を希望する人が生き生きと働くことができる
- 4 障がいのある人の自己実現と社会参加
- 5 誰もが暮らしやすい共生社会

第5章 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

- 1 基本指針について
- 2 成果目標
- 3 障害福祉サービス等の利用見込みと確保方策
- 4 障害児福祉サービスの利用見込みと確保方策
- 5 障害福祉サービスの円滑な提供に向けて

第6章 計画の推進

- 1 計画の推進

資料編

骨子案での
提示範囲

次回素案で
の提示範囲

第1章 計画策定にあたって

1 策定の趣旨と目的

国においては、昭和45年の「心身障害者対策基本法」の成立により、障害者に関する施策の推進が定められました。その後「心身障害者対策基本法」は平成5年に「障害者基本法」として改正され、また、平成15年には、同法に基づき、国は障害者のための施策の最も基本的な計画として「障害者基本計画」が策定されました。この計画は、5年間を計画期間として、現在は「障害者基本計画（第4次）」へと移行しています。

市町村においては、「障害者基本計画」の改正（平成16年）と「障害者自立支援法」の成立（平成17年）により、各自治体で『障害者計画』と『障害福祉計画』を策定することが義務づけられました。また、平成25年における「障害者自立支援法」の「障害者総合支援法」への改正を経て、「改正障害者総合支援法」の施行（平成30年）により、『障害児福祉計画』の策定が各自治体に義務づけられました。

本市においても、これらの法律に基づき「甲賀市第2次障がい者計画」（平成27年度）を策定し、「みんなで向きあい、支えあう 安心・交流・生きがいのある福祉のまち 甲賀」の基本理念のもと、障がいのある人の自立と社会参加に向けた支援を総合的に推進してきました。また、障がいのある人の生活支援として「第5期障がい福祉計画」「第1期障がい児福祉計画」（平成30年度～）を策定し、各種障害福祉サービス及び地域生活支援事業や児童福祉法に基づくサービスを提供しています。

近年、我が国においては、少子高齢化の進行や地域のつながりの希薄化による地域コミュニティの衰退といった課題や、人々の生活様式の多様化など、生活環境の変化や人々が抱える課題が複雑化するなど、障がいのある人を取り巻く環境も大きく変化しています。

国においては、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることがなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて取組を進めており、本市においても、障がいのある人が、住み慣れたまちで安心して暮らせるまちづくりをめざすため、また、障害福祉サービスの提供等を円滑に実施するための新たな方針が必要です。

本市における各種計画の期間が終了するにあたり、これまでの取り組みを評価し、また、成果と課題を明確にし、障がいのある人の現状や国の障がい者施策を踏まえ、「甲賀市第3次障がい者基本計画」「第6期障がい福祉計画」「第2期障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

本計画の策定にあたり、国や県の動向を踏まえるとともに、アンケート調査やヒアリング調査での障がいのある人や、関係する団体及びサービス事業所等の意見に基づいて、計画の方針や事業内容を検討します。また、障害福祉サービス等の提供体制の確保及びサービスの提供量を検討し、サービスを必要とする人が十分なサービスを受けることができ、障がいの有無に関わらず、誰もが自分らしく、地域で暮らし続けるための計画を策定します。

「障がい」「障害」の表記について

「障害」と「障がい」の表記については、法令や制度によるものは「障害」、それ以外については「障がい」と記載しています。

福祉制度の実践

戦後の混乱期や社会福祉が世間の人々の関心事にもならなかった時代から、常に利用者の立場に身を置き、未発達であるわが国の福祉制度に息吹を吹き込んだ実践家が、滋賀県から数多く輩出されてきました。

戦後から今日までの間に、福祉実践を通じて、社会福祉の専門化、制度施策化などに、生涯にわたり取り組んでこられた方々がいました。

甲賀市において、昭和27年に創設された信楽学園は、創設者の池田太郎氏の理念や糸賀一雄氏の主張した生産教育の大切さを今日に引き継ぎ、障がい者の社会的自立に大きく貢献しています。そして、信楽学園の創設者である池田太郎氏の『『はたらく』ことを通して『地域で実践』し、ものづくりを通してひとづくりへ、そして、まちづくりへと展開してきたことが礎となり、さまざまな事業が推進されています。

●池田太郎

信楽学園の開設とともに、信楽のまちにやってきた池田太郎氏は、知的障がいを持つ人たちが、人として尊重され、歓びをもって暮らしていくための支援を進めました。職員の育成から始まった信楽学園の立ち上げ、そして、全国初の成人を受けとめる信楽青年寮の開設、現在のグループホームにあたる民間下宿の開拓、事業者の協力を得ての就労など、彼らの幸せのために地域を取り込んだ先駆的な福祉を実践してきました。

●糸賀一雄

「この子らを世の光に」という有名な言葉を残した糸賀氏は、戦後日本の新しい社会福祉基盤を作った一人とされます。没後、40余年を経た今なおその業績は高い評価を受け、理論派の福祉の父として尊敬されています。数多くの言葉を残した糸賀氏ですが、中でも「福祉は人なり」という言葉にも表わされているように、福祉に携わる後継者としての人材発見とその養成に大きく寄与しました。

2 法律改正等の状況[manseki_a1]

(1) 障害者の権利に関する条約の批准

我が国では、平成 19 年に「障害者の権利に関する条約」に署名し、それ以降、同条約の批准に向け、様々な国内法の整備が進められた結果、平成 26 年 1 月にこの条約を批准しました。

(2) 障害者基本法の改正

「障害者の権利に関する条約」における考え方にあわせ、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられるものであるとの理念にのっとり、平成 23 年に障害者基本法の一部が改正され、障がいのある人の定義が見直されたほか、災害時の安全確保のために必要な情報提供に関する施策などが追加されました。

(3) 障害者虐待防止法の施行

平成 24 年 10 月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が施行され、家庭や施設などで障がいのある人に対する虐待を発見した人に自治体への通報を義務付けているほか、養護者による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、自治体職員の自宅への立ち入りを認めること、虐待に関する相談窓口の設置を自治体に義務付けることなどが盛り込まれています。

(4) 障害者自立支援法の施行と改正[保井 純子2]

平成 18 年 4 月に障害者基本法の基本理念にのっとり、障がいのある人や児童がその能力や適性に応じて自立した日常生活・社会生活を営むことができるように必要な支援を行うことを目的とした障害者自立支援法が施行され、このことにより障がいの種別にかかわらず、障がいのある人が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みの一元化、施設・事業の再編、就労支援の抜本的な強化、支給決定の仕組みの透明化、明確化等が行われました。

平成 24[保井 純子3]年には、利用者負担の応能負担を原則とするとともに、発達障がいについても対象となることの明確化、相談支援の充実、障がい児支援の強化等の改正が行われました。

(5) 障害者総合支援法の改正と施行

従来の障害者自立支援法が平成 25 年 4 月に障害者総合支援法に改正・施行され、障がいのある人の範囲に難病患者が加えられたほか、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護の対象拡大などが定められました。

また、平成 30 年 4 月からは、地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービスが追加されることになりました。

(6) 児童福祉法の改正

平成 24 年の児童福祉法等の改正により、それまで障害者自立支援法（現 障害者総合支援法）と児童福祉法に分かれていた障がいのある児童を対象とした施設・事業が児童福祉法に基づくサービスに一元化され、市町村が支給決定する障害児通所支援と都道府県が支給決定する障害児入所支援が創設されました。

また、平成 28 年の同法改正により、平成 30 年度から障がいのある児童のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

(7) 障害者優先調達推進法の施行

平成 25 年 4 月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が施行され、公的機関には、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進し、障がいのある人の自立の促進に資することとされています。

(8) 障害者差別解消法の施行

障がいのある人への差別を解消するため、平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が公布され、平成 28 年 4 月に施行されました。

障がいを理由とする差別等の権利侵害行為を禁止するとともに、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、その実施に向けて必要かつ合理的な配慮の義務が定められています。

なお、滋賀県では、令和元年 4 月に、すべての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とした「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を施行されました。同年 10 月には、何人も障害を理由とする差別をしてならないことを規定され、また、差別に関する相談・解決のための体制整備を強化し、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策として、障害者差別解消相談員と地域相談支援員（地域アドボケート）が配置されました。

(9) 改正障害者雇用促進法の施行

平成 25 年 6 月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、平成 28 年度から雇用分野における障がいのある人の差別の禁止や合理的な配慮の義務が定められるとともに、平成 30 年度から法定雇用率の算定基礎に精神障がいのある人を加えることが規定されました。

(10) 成年後見制度利用促進法の施行

平成 28 年 4 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）」が公布され、同年 5 月に施行されました。

地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化などが規定されました。

(11) 発達障害者支援法の改正

平成 28 年 8 月に「発達障害者支援法」が改正され、ライフステージを通じた切れ目のない支援、家族なども含めたきめ細かな支援、地域の身近な場所で受けられる支援などが規定されました。

(12) 障害者雇用促進法の改正と施行

平成 28 年の改正により、障害者に対する差別の禁止や、合理的配慮の提供義務が示され、また法定雇用率の算定基礎見直しが行われました。

また、令和元年に「障害者雇用促進法」が改正され、同年に一部公布、令和 2 年 4 月 1 日に施行され、障害者の活躍の場の拡大として、国及び地方公共団体に、障害者活躍推進計画の作成及び公表と、障害者雇用推進者（障害者雇用の促進等の業務を担当する者）及び障害者職業生活相談員の専任や、障害者の雇用状況を的確に把握すること等が規定されました。

(13) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正と施行

平成 30 年 6 月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正が公布され、ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実などソフトの対策を強化することが規定されました。[manseki_a4]

(14) 特別支援教育についての動向

特別支援教育の動向として、平成 22 年には、障害者権利条約の理念を踏まえた特別の支援教育の在り方について検討を行うため、中央教育審議会に「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」が設置され、平成 24 年 7 月には、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（初等中等教育分科会報告）」が取りまとめられました。同報告等を踏まえ、平成 25 年 8 月には、障がいのある児童生徒等の就学手続について、特別支援学校への就学を原則とする従来の仕組みを改め、市町村教育委員会が、障がいの状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、総合的な観点から就学先を決定する仕組みとするなどの学校教育法施行令の改正を行いました。平成 26 年 1 月に国において障害者権利条約を批准しており、特別支援教育を一層推進することとしています。

(15) 第 4 次障害者基本計画

国においては、平成 30 年度から 6 年間を計画期間とした第 4 次障害者基本計画の考え方として、アクセシビリティの向上に向けて社会的障壁の除去のため、障がいのある人のアクセシビリティ向上の環境整備や社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れること、性別、年齢による複合的困難への配慮として、複合的困難に直面する障がいのある人に対するきめ細かい配慮を行うこと等が示されています。

(16) 滋賀県障害者プラン

滋賀県においては、平成 27 年 3 月に策定され、平成 27 年度から 6 年間を計画期間として、障がいのある人もない人も誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けて取り組みを進めています。プランのうち 3 年間の計画としている「重点施策」及び「障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する事項」については、平成 30 年度に見直しが行われ、また、児童福祉法の改正により新たに障害児福祉計画の要素の追加も行われています。

令和 2 年に計画期間が終了することから、新たな計画を滋賀県において策定中です。

(17) 地域共生社会の推進

平成 29 年 6 月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が制定され、地域共生社会の実現に向け以下の内容が示されました。

①「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記

②この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- ・ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ・ 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- ・ 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

③地域福祉計画の充実

- ・ 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける
- ・ 高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付ける

2 計画の位置づけ

(1) 計画の性格

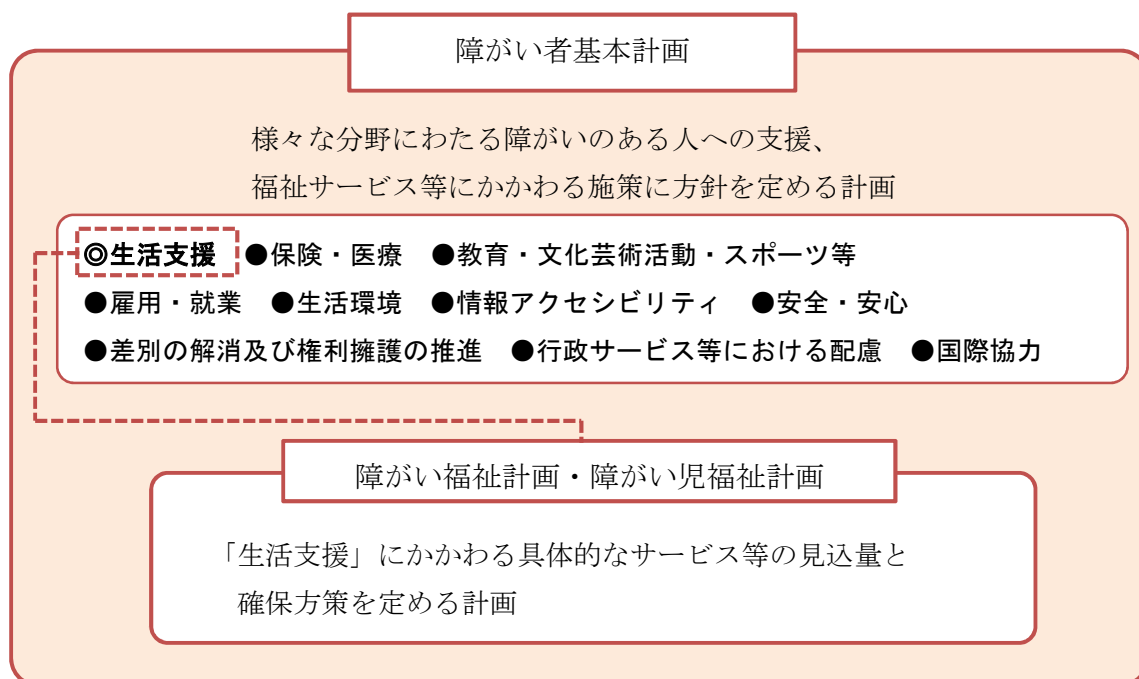
障がい者基本計画は、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体、事業者、市が、それぞれに活動を行うための指針となります。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、障がい福祉施策を円滑に実施するために、計画期間である令和3年から令和5年度の障がい福祉の方向性を見据えたサービス量等の目標を設定し、その確保のための方策について定める計画となります。

(2) 根拠法令

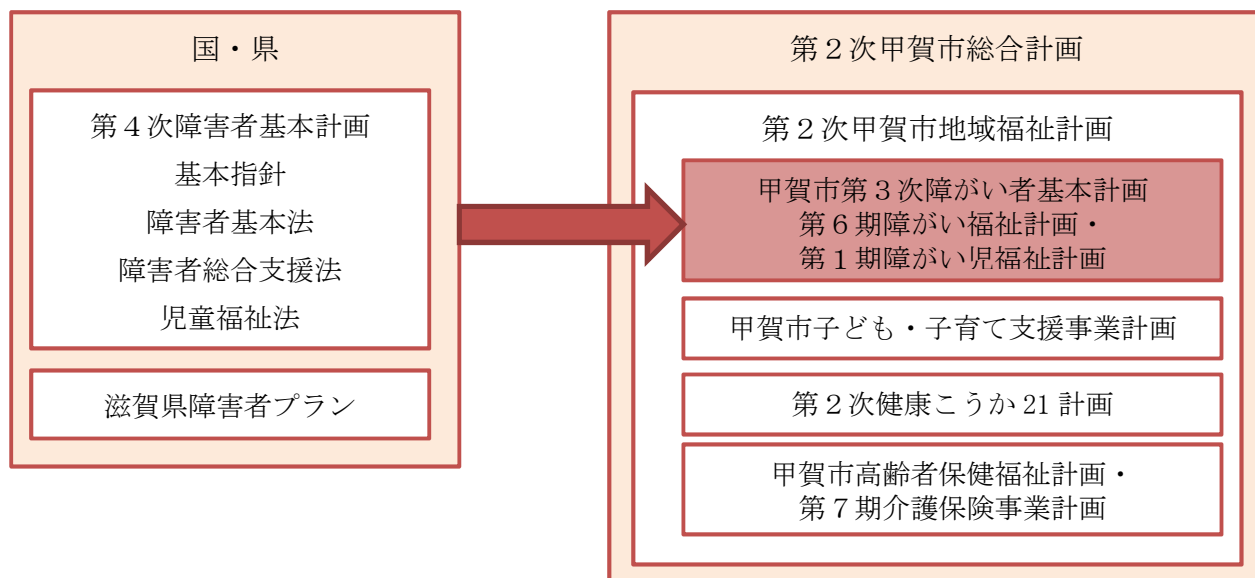
本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と。障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」。改正児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」にあたる法定計画で、3計画を一体の計画として策定します。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画
根拠法	障害者基本法 (第 11 条 3 項)	障害者総合支援法 (第 88 条)	児童福祉法 (第 33 条 20)
国	障害者基本計画（第 4 次） （平成 30～令和 4 年度）	第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画に係る基本指針 （障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）	
県	(仮称) 新・滋賀県障害者プラン (令和 3 年度～令和 8 年度[保井 純子5]) ※ 現在策定中		
甲賀市	第 3 次障がい者基本計画 (令和 3～8 年度)	第 6 期障がい福祉計画 (令和 3～5 年度)	第 2 期障がい福祉計画 (令和 3～5 年度)
計画期間	6 年間	3 年間	3 年間



(3) 関連計画

本計画は、国が定める根拠法及び計画に基づくとともに、本市のまちづくりの方針である「第2次甲賀市総合計画」及び「第2次甲賀市地域福祉計画」を上位計画とし、関連する福祉分野の計画である「甲賀市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「甲賀市子ども子育て支援事業計画」「健康こうか21計画」との整合性を保ち策定します。



3 計画の対象

本計画の性格を踏まえ、障がいのある人が地域社会で自立を目指し、積極的な社会参加を進めるためには、障がいのある人に対する理解と認識を深めることが重要です。そのため、本計画は、障がいの有無にかかわらず、すべての市民を対象とします。

4 計画期間

甲賀市第3次障がい者基本計画は、令和3年度から令和8年度までの6年間を、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間として策定します。

ただし、計画期間の途中であっても、社会情勢の変化や制度改正等により必要に応じて計画の見直しを行います。

	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
甲賀市障がい者基本計画	第2次障がい者基本計画			第3次障がい者基本計画					
甲賀市障がい福祉計画				第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
甲賀市障がい児福祉計画				第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画		

5 計画の策定体制

(1) 協議会の実施

本計画を実効性あるものとするため、関係機関である障害者団体関係者、保健・医療・福祉団体関係者、ボランティア団体関係者、学識経験者、行政機関関係者等による協議会を設置し、計画の検討を行います。

- ①甲賀市障害者施策推進協議会：平成 21 年 4 月 1 日条例設置
- ②甲賀市障害福祉計画等策定委員会：平成 26 年 2 月 10 日要項設置
- ③甲賀市地域障害者自立支援協議会（甲賀地域障害児・者サービス調整会議）
：平成 7 年に自立支援協議会のモデルとして設置

(2) アンケート・ヒアリングの実施

本計画の策定にあたり、障がいのある人の生活状況や福祉サービスの利用状況、利用意向を把握するため、障がい者及び障害福祉サービス事業所に対してアンケートを実施しました。また、関係団体等へのヒアリング調査により、障がいのある人が地域で暮らし続けるにあたっての悩みや課題を聴き取りました。

これらアンケート及びヒアリングにおいて明らかになったニーズや課題を踏まえ、本計画を策定します。

区分	障がい者アンケート	事業所アンケート	関係団体ヒアリング
対象者	障害者手帳を所持しているサービス利用者及び福祉サービス利用者	甲賀市内の障害福祉サービス事業所	甲賀市内の障がい者関係団体
対象者数	1,000 人	53 法人（94 事業）	8 団体
調査期間	令和元年 11 月～12 月	令和 2 年 7 月	令和 2 年 7 月
調査方法	郵送配布郵送回収	郵送・メール	郵送・メール・ヒアリング
有効回収	603 件（60.3%）	55 事業（58%）	8 件（100%）

(3) パブリックコメントの実施

計画案の概要を公開し、広く意見を聴取する「パブリックコメント」を実施し、そこで寄せられた意見を計画へ反映します。

第2章 障がいのある人たちのこと

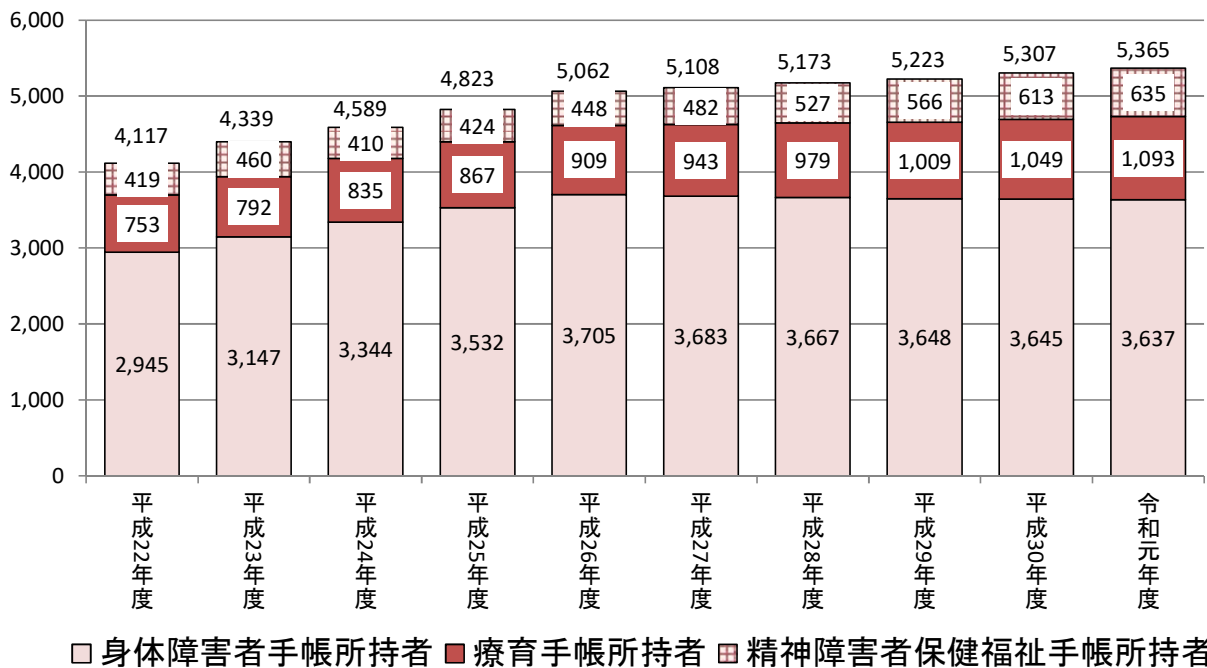
1 障害者手帳を持っている人たちについて[manseki_a6]

[manseki_a7]

本市における各種障害者手帳所持者は、年々増加しております。平成22年から平成26年までは1年当たりの増加数が200人以上と多かったことに対して、平成26年から令和元年度の増加は40～80人と緩やかとなっており、令和元年度はこれまでで最も多い5,365人となりました。

【手帳別障害者数の推移】

単位：人



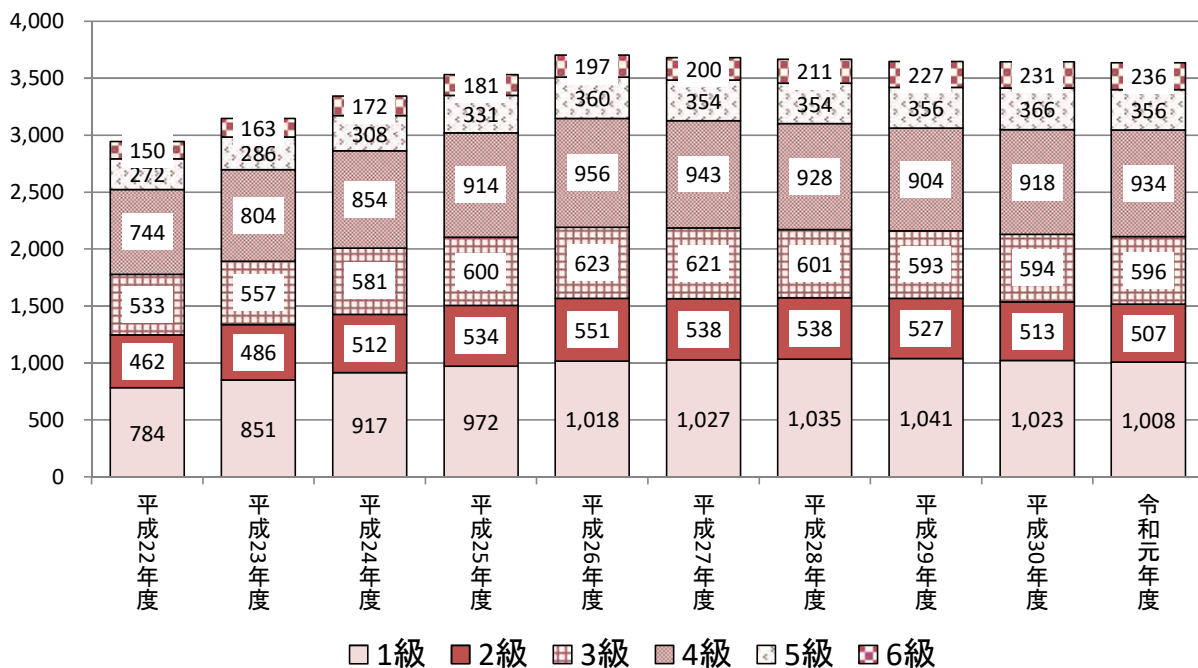
（１）身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は、平成 22 年度より年々増加していましたが、平成 26 年度以降は減少しており、近年は横ばいの傾向にあります。令和元年度の身体障害者手帳所持者数は 3,637 人と、平成 22 年に比べると 1.24 倍になっていますが、平成 26 年度と比べると、0.98 倍になっています。

障がい者種別で見ると、肢体不自由が 2,075 人と最も多く、次いで内部障害が 1,015 人となっています。

【等級別身体障害者手帳数の推移】

単位：人



【障がいの種類別身体障害者手帳所持者数】

単位：人

	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語・ そしゃく 機能障害	肢体不自由 (運動機能障害 を含む)	内部障害	合計
1 級	73	11	10	283	631	1008
2 級	78	81	2	335	11	507
3 級	11	39	26	397	123	596
4 級	16	41	16	611	250	934
5 級	34	2		320		356
6 級	13	94		129		236
合計	225	268	54	2,075	1,015	3,637

資料：庁内資料（令和 2 年 3 月末現在）

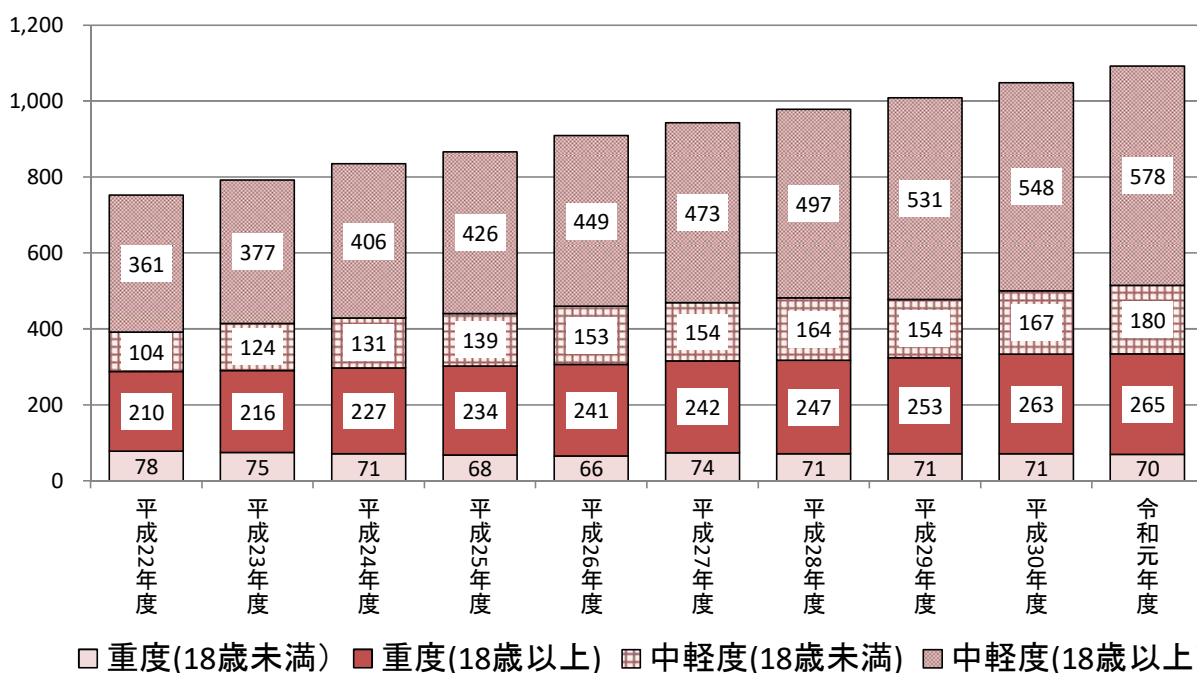
(2) 療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は、年々増加傾向にあり、令和元年度はこれまでで最も多い1,093人であり、平成22年に比べると1.45倍になっています。

年齢別に障がいの程度を見ると、いずれも「軽度（B2）」の割合が最も多くなっています。また、18歳未満に比べて18歳以上では、「中度（B1）」の割合が増加しています。

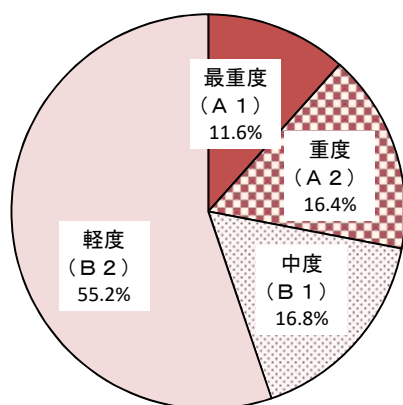
【程度別療育手帳所持者数の推移】

単位：人

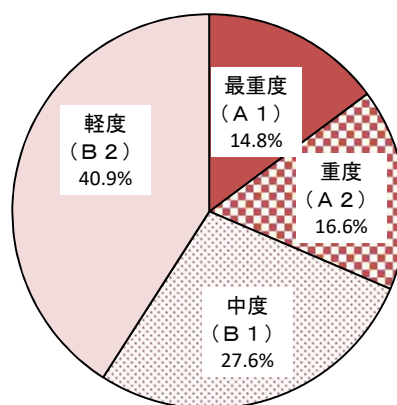


【年齢別障がいの程度（2020年3月末）】

18歳未満



18歳以上



（３）精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療（精神通院医療）の利用者数

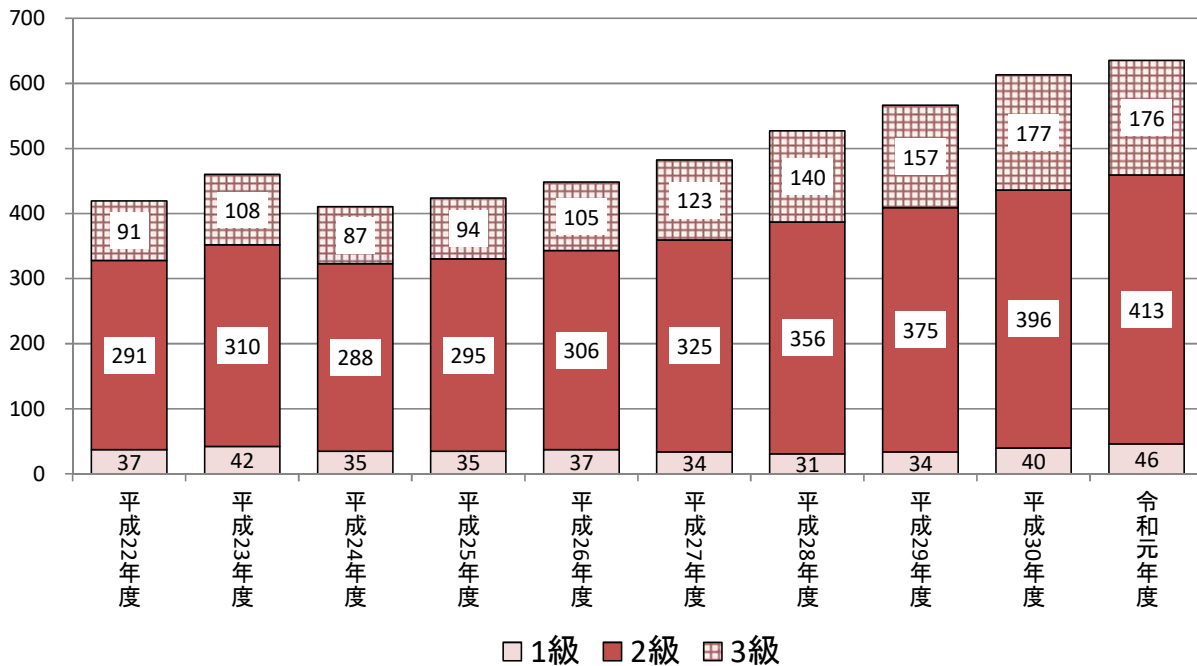
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加傾向にあり、令和元年度はこれまでで最も多い 635 人であり、平成 22 年に比べると 1.52 倍になっています。

また、自立支援医療（精神通院医療）の利用者数も年々増加傾向にあります。

したがって、手帳所持者だけでなく、手帳を所持しておらず福祉サービスを利用していない人を含めると、精神障がいのある人が増加していることが推察されます。

【等級別精神障害者保健福祉手帳の推移】

単位：人



【自立支援医療（精神通院）利用件数の推移】

単位：人

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
920	940	990	1,017	1,037	1,064	1,118	1,159

資料：庁内資料（各年度 3 月末現在）

2 さまざまな障がいのある人について

(1) 難病（指定難病）

難病（指定難病）の対象範囲が拡大していることもあり、難病患者も増加傾向にあります。

【特定医療費（指定難病）受給者証交付者数】

単位：人

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
575	516	646	664	715	684	718	729

資料：庁内資料（各年 3 月末現在）

【特定医療費（指定難病）の種類】[manseki_a8]

（２）特別支援学級と特別支援学校の児童生徒数

市内における特別支援学級に通学する児童生徒数は平成 30 年度の 423 人が最も多く、令和元年及び令和 2 年度ではやや減少しています。いずれの年度も水口地域と甲南地域[山川 真由美9]で通学する児童生徒が多くなっています。[保井 純子10]

また、養護学校については、児童生徒数が年々増加しており、高等部に通う生徒数が増加しています。

【特別支援学級在籍者数（地域別）の推移】

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
水口地域	198	214	213	226	211	213
土山地域	31	24	25	27	28	29
甲賀地域	32	37	35	35	41	33
甲南地域	79	94	102	103	102	107
信楽地域	26	31	33	32	33	33
合計	366	400	408	423	415	415

資料：庁内資料（各年度 4 月 1 日現在）

【三雲養護学校 在籍者数の推移】

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学部	51	44	40	41	50	55
中学部	28	27	38	33	30	26
高等部	26	28	30	35	35	44
高等部 (石部分教室)[保井 純子11]	7	15	11	15	13	13
紫香楽校舎 [保井 純子12]	0	0	0	0	0	1
合計	112	114	119	124	128	139

資料：庁内資料（各年度 4 月 1 日現在）

【甲南高等養護学校 在籍者数の推移（市内在住生徒数）】

単位：人

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
19	19	25	26	31	29

資料：庁内資料（各年度 4 月 1 日現在）

3 第5期甲賀市障がい福祉計画・第1期甲賀市障がい児福祉計画の実績について

(1) 障がい福祉計画の成果目標[manseki_a13]

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行者数の目標を未達成であり、令和2年時点で、施設入所の待機者として、身体障がい者18人、知的障がい者7人、重度心身障がい者4人がいます。

入所者の重度化、高齢化が進む中、地域の受け皿の整備が不十分であり、既存の制度活用だけでは地域移行が難しい状況です。

	第5期計画目標値		達成状況
	平成28年度	令和2年度	令和2年時点
施設入所者数	73人	79人	77人
地域生活へ移行した人数	0人		0人[manseki_a14]

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和2年度時点で保健、医療、福祉関係者による協議の場を未設置であり、目標が未達成です。甲賀地域障害者自立支援協議会での検討を経て、令和2年度中に甲賀圏域で設置を進めます。

	第5期計画目標値		達成状況
	平成28年度	令和2年度	令和2年時点
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	0か所	1か所 甲賀圏域 (甲賀市・湖南市)	0か所 令和2年度中設置 に向けて検討中

③地域生活支援拠点等の整備

既存事業での面的整備を進め、目標を達成しています。今後、4つの相談支援センターを軸として地域の関係機関が相互に連携し、5つの必要な機能の充実や教科のため、課題や目標を共有しながら甲賀地域ならではの効果的な取組みを進めます。

	第5期計画		達成状況
	平成28年度	令和2年度	令和2年時点
地域生活支援拠点等を整備	未整備	既存事業での面的整備	面的整備での推進

④福祉施設からの一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行者数及び就労移行支援事業所の利用者数の目標を達成しています。

就労移行支援事業所を令和2年4月に新たに開所し、今後も希望者の一般就労への移行の支援を進めます。

	第5期計画		達成状況
	平成28年度	令和2年度	令和2年時点
福祉施設から一般就労への移行者数	-	5人	9人 (令和1年)
就労移行支援事業利用者数	8人	6人	15人 [山川 真由美15]
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	-	5割以上	0 [山川 真由美16]
就労定着支援事業による1年後の職場定着率	-	8割以上	0

(2) 障がい児福祉計画の成果目標

①障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センター及び医療的ケア児のための関係機関の協議の場を今後設置予定であり、現時点では目標未達成です。

引き続き、両者の設置に向けた検討を進め、速やかな開所及び協議の実施を目指します。

	第5期計画		達成状況
	平成28年度	令和2年度	令和2年時点
児童発達支援センターの設置	0か所	1か所	0か所 (令和3年4月に開所予定)
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス	0か所	1か所	1か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	0か所	1か所	0か所 (令和2年度中に設置予定)

(3) 訪問系サービスの状況

訪問系サービスの実施状況について、サービスの利用者数は、短期入所の利用者がわずかに減少したのみで、全般的に横這いもしくは増加の傾向にあります。

各事業の施設数(箇所数)はすべて計画通りに推移しており、基本的に施設数は増加していません。ただし、行動援護は令和2年度での施設数増加を計画しており、利用状況を鑑みて検討する必要があります。

サービス名	単位	区分	第5期計画期間			傾向
			H30年度 (実績)	R1年度 (実績)	R2年度 (見込み)	
居宅介護	平均利用時間 時間/月	計画値	1,318	1,359	1,401	計画未達 →
		実績値	1,217	1,217		
	平均実利用者数 人/月	計画値	127	131	135	計画未達 →
		実績値	121	122		
	市内事業所数 箇所	計画値	7	7	7	計画通り →
		実績値	7	7		
重度訪問介護	平均利用時間 時間/月	計画値	1	1	1	計画以上 →
		実績値	8	8		
	平均実利用者数 人/月	計画値	1	1	1	計画通り →
		実績値	1	1		
	市内事業所数 箇所	計画値	8	8	8	計画通り →
		実績値	8	8		
同行援護	平均利用時間 時間/月	計画値	203	215	228	計画以上 ↗
		実績値	314	360		
	平均実利用者数 人/月	計画値	16	17	18	計画以上 ↗
		実績値	18	20		
	市内事業所数 箇所	計画値	5	5	5	計画通り →
		実績値	5	5		
行動援護	平均利用時間 時間/月	計画値	198	211	224	計画未達 ↘
		実績値	191	183		
	平均実利用者数 人/月	計画値	15	16	17	計画未達 →
		実績値	14	14		
	市内事業所数 箇所	計画値	1	1	2	計画通り →
		実績値	1	1		
重度障害者等 包括支援	平均利用時間 時間/月	計画値	0	0	0	計画通り →
		実績値	0	0		
	平均実利用者数 人/月	計画値	0	0	0	計画通り →
		実績値	0	0		
	市内事業所数 箇所	計画値	0	0	1	計画通り →
		実績値	0	0		
短期入所	平均利用件数 件/月	計画値	254	270	286	計画未達 ↗
		実績値	193	194		
	平均実利用者数 人/月	計画値	48	51	54	計画未達 ↘
		実績値	46	44		
	市内事業所数 箇所	計画値	5	5	5	計画通り →
		実績値	5	5		

(4) 日中活動系サービスの状況

日中活動系サービスの実施状況について、生活介護は利用者数、利用件数ともに増加しており、令和2年度には施設数の増加も見込んでいます。

施設入所支援は、わずかに利用者が減少しています。また、自立支援（生活訓練）は、利用者が減少している一方で、利用件数は増加しており、1人当たりの利用が増えています。

サービス名	単位	区分	第5期計画期間			傾向
			H30年度 (実績)	R1年度 (実績)	R2年度 (見込み)	
生活介護	平均利用件数 件／月	計画値	3,872	3,982	4,092	計画未満 ↗
		実績値	3,511	3,601		
	平均実利用者数 人／月	計画値	176	181	186	計画通り ↗
		実績値	175	182		
	市内事業所数 箇所	計画値	9	9	11	計画通り ↗
		実績値	6	8		
療養介護	基幹型 箇所	計画値	2	2	3	計画通り →
		実績値	2	2		
	平均実利用者数 人／月	計画値	15	15	15	計画通り →
		実績値	16	15		
	市内事業所数 箇所	計画値	1	1	1	計画通り →
		実績値	1	1		
施設入所支援	平均実利用者数 人／月	計画値	77	78	79	計画通り ↘
		実績値	79	78		
	市内事業所数 箇所	計画値	3	3	3	計画通り →
		実績値	3	3		
自立訓練 (機能訓練)	平均利用件数 件／月	計画値	48	64	80	計画未満 ↘
		実績値	28	22		
	平均実利用者数 人／月	計画値	3	4	5	計画未満 →
		実績値	1	1		
	市内事業所数 箇所	計画値	0	0	0	計画通り →
		実績値	0	0		
自立訓練 (生活訓練)	平均利用件数 件／月	計画値	216	243	270	計画通り ↘
		実績値	249	243		
	平均実利用者数 人／月	計画値	24	27	30	計画未満 ↘
		実績値	23	21		
	市内事業所数 箇所	計画値	2	2	2	計画通り →
		実績値	2	2		

また、就労移行支援及び就労継続支援（A型）は利用者数、件数ともに増加し、就労継続支援（B型）の利用者数、件数はわずかに減少しています。

サービス名	単位	区分	第5期計画期間			傾向
			H30年度 (実績)	R1年度 (実績)	R2年度 (見込み)	
就労移行支援	平均利用件数 件／月	計画値	40	40	40	計画以上 ↗
		実績値	80	104		
	平均実利用者数 人／月	計画値	5	5	5	計画以上 ↗
		実績値	6	8		
	市内事業所数 箇所	計画値	2	2	2	計画通り →
		実績値	2	3		
就労継続支援 (A型)	平均利用件数 件／月	計画値	1,026	1,083	1,140	計画未満 ↗
		実績値	1,010	1,043		
	平均実利用者数 人／月	計画値	54	57	60	計画未満 ↗
		実績値	52	55		
	市内事業所数 箇所	計画値	6	6	6	計画通り →
		実績値	5	5		
就労継続支援 (B型)	平均利用件数 件／月	計画値	3,774	3,859	3,944	計画以上 ↘
		実績値	4,001	3,944		
	平均実利用者数 人／月	計画値	222	227	232	計画以上 ↘
		実績値	235	233		
	市内事業所数 箇所	計画値	10	10	10	計画通り →
		実績値	11	13		

(5) 居住系サービスの状況

共同生活援助（グループホーム）の利用者数が大きく増加しており、今後も増加することが見込まれます。

サービス名	単位	区分	第5期計画期間			
			H30年度 (実績)	R1年度 (実績)	R2年度 (見込み)	
共同生活援助 (グループホーム)	支給決定 人／年	計画値	105	109	113	計画未満 ↗
		実績値	102	105		
	実利用者 人／年	計画値	105	109	113	計画未満 ↗
		実績値	102	105		
	内 市内実利用者 人／年	計画値	64	68	72	計画通り ↗
		実績値	63	68		
	定員数 人	計画値	173	177	181	計画未満 ↗
		実績値	165	176		
	現員者数 人	計画値	151	155	159	計画未満 ↗
		実績値	142	151		
自立生活援助	市内事業所数 箇所	計画値	36	37	38	計画通り ↗
		実績値	35	37		
	人	計画値	1	2	2	計画未満 ↘
		実績値	0	0		
	市内事業所数 箇所	計画値	1	1	1	計画未満 ↘
		実績値	0	0		

(6) 相談支援

計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援は全て利用者が増加していますが、計画相談支援は利用者数が見込みより少なくなっています。

サービス名	単位	区分	第5期計画期間			傾向
			H30年度 (実績)	R1年度 (実績)	R2年度 (見込み)	
計画相談支援	平均実利用者数 人／月	計画値	125	140	155	計画未満 ↗
		実績値	100	121		
	市内事業所数 箇所	計画値	10	11	12	計画通り →
		実績値	10	10		
地域移行支援	平均実利用者数 人／年	計画値	0	0	0	計画通り →
		実績値	0	0		
	市内事業所数 箇所	計画値	3	3	3	計画通り →
		実績値	3	3		
地域定着支援	平均実利用者数 人／年	計画値	1	1	1	計画以上 ↗
		実績値	3	2		
	市内事業所数 箇所	計画値	1	1	1	計画未満 →
		実績値	0	0		

(7) 障がい児に関するサービス

放課後等デイサービスの利用者が増加しており、今後も利用者が増えることが見込まれます。

一方で、障害児相談支援の利用者はわずかに増加していますが、計画値を大きく下回っている状況です。

サービス名	単位	区分	第5期計画期間			傾向
			H30年度 (実績)	R1年度 (実績)	R2年度 (見込み)	
児童発達支援	平均利用件数 件／月	計画値	153	153	178	計画以上 ↗
		実績値	150	159		
	平均実利用者数 人／月	計画値	61	61	61	計画未満 ↘
		実績値	62	60		
	市内事業所数 箇所	計画値	1	1	1	計画通り →
		実績値	1	1		
放課後等 デイサービス	平均利用件数 件／月	計画値	980	1,085	1,181	計画以上 ↗
		実績値	1,104	1,410		
	平均実利用者数 人／月	計画値	102	113	123	計画以上 ↗
		実績値	107	126		
	市内事業所数 箇所	計画値	4	5	5	計画通り ↗
		実績値	6	8		
保育所等訪問支援	平均利用件数 件／月	計画値	3	3	4	計画以上 ↗
		実績値	3	4		
	平均実利用者数 人／月	計画値	3	3	4	計画以上 ↗
		実績値	2	4		
	市内事業所数 箇所	計画値	1	1	1	計画通り →
		実績値	1	1		
医療型児童発達 支援	平均利用件数 件／月	計画値	5	5	5	計画未満 →
		実績値	0	0		
	平均実利用者数 人／月	計画値	1	1	1	計画未満 →
		実績値	0	0		
	市内事業所数 箇所	計画値	0	0	0	計画通り →
		実績値	0	0		
障害児相談支援	平均実利用件数 件／月	計画値	18	19	20	計画以上 ↗
		実績値	24	26		
	件／年	計画値	209	219	229	計画未満 ↗
		実績値	285	310 [山川 真由]		
	市内事業所数 箇所	計画値	5	5	5	計画通り →
		実績値	5	5		

(8) 地域生活支援事業の利用状況

地域生活支援事業について、実施を見込んでいた事業に関して、全て計画通り実施できています。

移動支援事業は、多くの利用を見込んでいましたが、平成 30 年度から令和元年度[山川 真由美18]にかけて利用が減少し、計画値を大きく下回っています。

サービス名	単位	区分	第 5 期計画期間			傾向
			H30 年度 (実績)	R1 [山川 真由 年度 (実績)	R2 年度 (見込み)	
理解促進・啓発事業	実施の有無	計画値	実施	実施	実施	計画通り
		実績値	実施	実施		
自発的活動支援事業	実施の有無	計画値	実施	実施	実施	計画通り
		実績値	実施	実施		
相談支援事業						
障害者相談支援事業	箇所	計画値	4	4	4	計画通り →
		実績値	4	4		
基幹相談支援センター	設置の有無	計画値	設置	設置	実施	計画通り
		実績値	設置	設置		
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	計画値	実施	実施	実施	計画通り
		実績値	実施	実施		
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	実施の有無	計画値	実施	実施	実施	計画通り
		実績値	実施	実施		
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	計画値	2	2	3	計画以上 ↗
		実績値	5	7		
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	計画値	実施	実施	実施	計画通り
		実績値	実施	実施		
意思疎通支援事業						
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件／年	計画値	322	337	352	計画以上 ↘
		実績値	419	395		
手話通訳者設置事業	人	計画値	2	2	2	計画通り →
		実績値	2	2		
日常生活用具給付事業						
介護・訓練支援用具	件／年	計画値	3	3	3	計画未満 ↘
		実績値	7	1		
自立生活支援用具	件／年	計画値	7	9	11	計画未満 ↘
		実績値	8	7		
在宅療養等支援用具	件／年	計画値	11	11	11	計画以上 ↗
		実績値	13	13		
情報・意思疎通支援用具	件／年	計画値	62	66	70	計画未満 ↘
		実績値	76	59		
排泄管理支援用具	件／年	計画値	2,322	2,517	2,712	計画未満 ↘
		実績値	1,856	1,892		
居宅生活動作補助用具	件／年	計画値	1	1	1	計画以上 ↗
		実績値	0	2		
手話奉仕員養成研修	人	計画値	20	20	20	計画以上

事業				実績値		35		25				↗	
サービス名			単位	区分	第 5 期計画（実績）			評価					
					H30 年度 （実績）	H31 年度 （実績）	R2 年度 （見込み）						
移動支援事業			時間／年	計画値	2,646	2,862	3,078	計画未満 ↘					
				実績値	1,579	1,463							
			箇所	計画値	2	2	2	計画通り →					
				実績値	2	2							
地域活動支援センター機能強化事業													
地域活動支援 センター Ⅰ 型		甲賀市	箇所	計画値	1	1	1	計画通り →					
				実績値	1	1							
		湖南市	箇所	計画値	1	1	1	計画通り →					
				実績値	1	1							
地域活動支援 センター Ⅱ 型		甲賀市	箇所	計画値	0	0	0	計画通り →					
				実績値	0	0							
		湖南市	箇所	計画値	1	1	1	計画通り →					
				実績値	1	1							
地域活動支援 センター Ⅲ 型		甲賀市	箇所	計画値	0	0	0	計画通り →					
				実績値	0	0							
		湖南市	箇所	計画値	0	0	0	計画通り →					
				実績値	0	0							
日中一時支援事業			人／年	計画値				↗					
				実績値	352	376							
			箇所	計画値	2	3	4	計画通り →					
				実績値	2	2							
福祉ホーム事業			人／月	計画値	2	2	2	計画通り →					
				実績値	2	2							
訪問入浴サービス事業			人／月	計画値	3	3	3	計画以上 ↗					
				実績値	3	4							
点字・声の広報等発行事業			実施の有無	計画値	実施	実施	実施	計画通り					
				実績値	実施	実施							
自動車運転免許取得事業、 自動車改造助成事業			人／年	計画値	3	3	3	計画通り →					
				実績値	3	3							

(9) その他のサービス

各種サービスの利用実績は下表の通りです。

利用が増加しているのは、「自立支援医療（更生医療）」「自立支援医療（精神通院医療）」のサービスです。

サービス名	内容	単位	H 3 0 (実績)	R 1 (実績)	傾向
補装具(購入・修理)支給	義肢、装具、車いす等の補装具について、購入費または修理費を支給	件	210	158	↘
自立支援医療 (更生医療)	自立支援医療の一つで、身体に障がいのある人の機能回復のための医療	実人数 [山川 真由美]	212	222	↗
自立支援医療 (育成医療)	自立支援医療の一つで、身体に障がいのある児童に対して、障がいを軽減・除去するために必要な医療	実人数	23	20	→
自立支援医療 (療養介護)	医療機関で長期入所を必要とする障がいのある人が、医療的ケアを受けながら日中活動や日常生活を行うために必要な医療	実人数	16	15	→
自立支援医療 (精神通院医療)	自立支援医療の一つで、在宅の精神障がいのある人の医療の確保、継続的治療の促進、早期治療・再発防止を図るための医療	実人数	1, 118	1, 159	↗
福祉車両運賃助成	通院や買い物のために利用できるタクシー事業者、コミュニティバス、信楽高原鐵道の助成券を交付	実人数	832	830	→
住宅改造費の助成	住宅の修繕、改修にかかる費用を上限金額まで助成	実人数	0	1	↗
紙おむつ代補助	在宅の重度の障がいのある人で紙おむつが必要な人に補助	実人数	20	23	↗
ナイトケア事業	夜間、介護が必要となった障がいのある人を一時的に介護する事業	実人数	11	6	↘
滋賀型地域活動 支援センター運営 事業	法制度の谷間にある社会的引きこもり者等が利用する支援センターに対して助成。市内事業所は2か所。 ・青少年支援ハウス輝 ・青少年自立支援ホーム一步	延人数 (市内のみ)	8	8	→

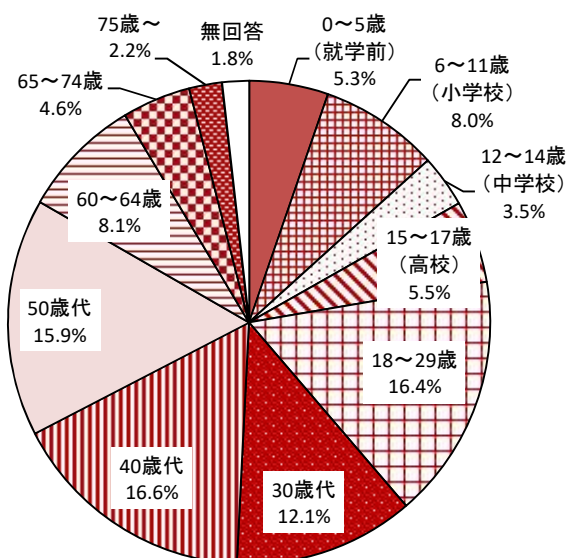
4 アンケート調査結果

(1) 回答者の状況

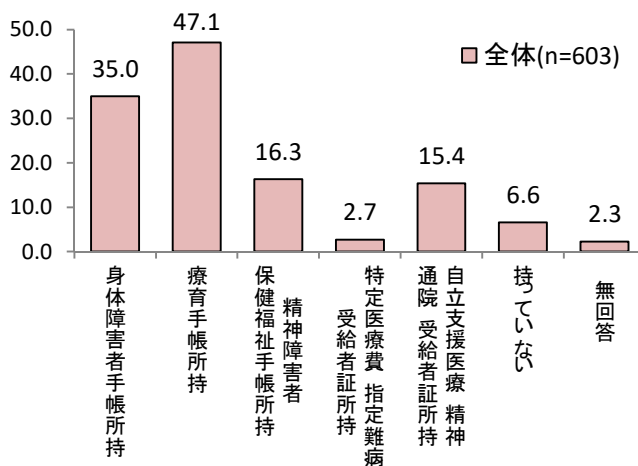
アンケートに回答した障がいのある人は下図の通りです。

「療育手帳所持者」が最も多く、次いで「身体障害者手帳所持者」となっています。また、現在の生活の場は、「持ち家」が多くを占めています。

【年齢】

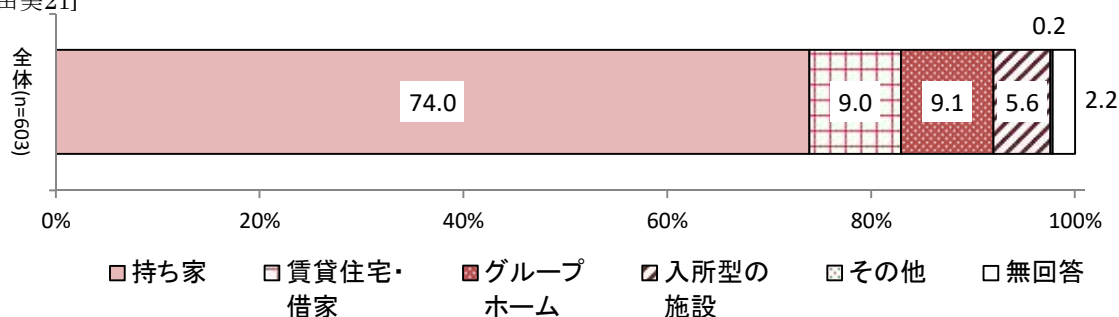


【障害の種類】



【生活の場】

〔山川 真由美21〕



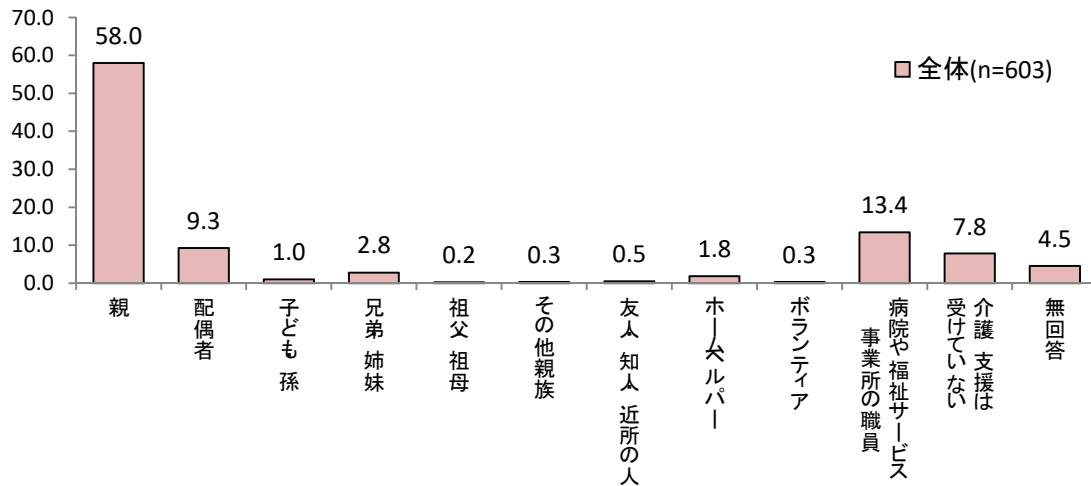
(2) 生活

主な介護者は「親」(58.0%)が半数以上を占めています。

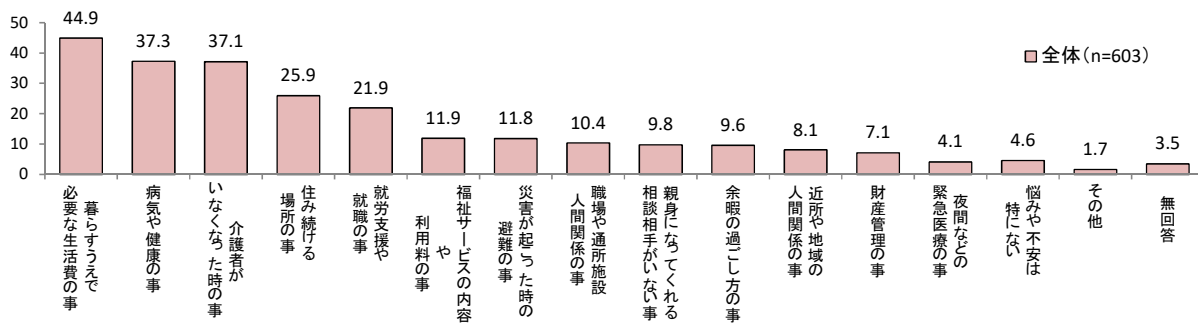
将来の生活の不安は、「暮らすうえで必要な生活費のこと」(44.9%)、「病気や健康のこと」(37.3%)、「介護者がいなくなった時の事」(37.1%)の回答率が高くなっています。

障がい種別でみると、上記の3つの不安が、いずれの障がいでも回答率が高い傾向にありますが、「精神障害者保健福祉手帳所持者」や「自立支援医療（精神通院）受給者証所持者」は、特に「暮らすうえでの生活費」に不安を持っている傾向にあります。

【山川 真由美22】【主な介護者】



【将来の生活の不安】

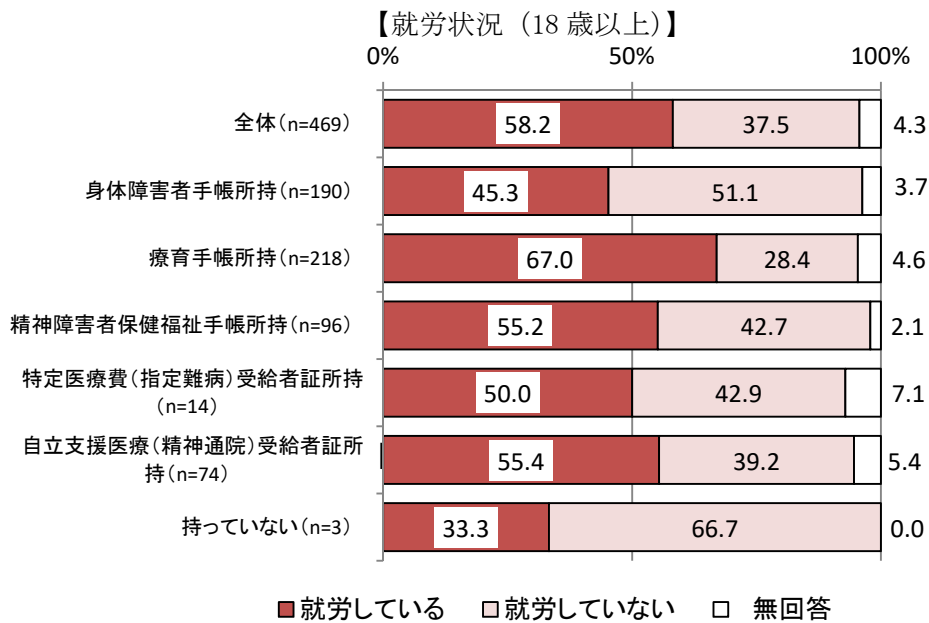


	1位	2位	3位
身体障害者手帳所持 (n=211)	病気や健康の事 (44.5%)	介護者がいなくなった時の事 (40.3%)	暮らすうえで必要な生活費の事 (39.8%)
療育手帳所持 (n=284)	介護者がいなくなった時の事 (45.8%)	暮らすうえで必要な生活費の事 (41.2%)	住み続ける場所の事 (34.9%)
精神障害者保健福祉手帳所持 (n=98)	暮らすうえで必要な生活費の事 (63.3%)	病気や健康の事 (52.0%)	住み続ける場所の事 (28.6%)
特定医療費（指定難病）受給者証所持 (n=16)	病気や健康の事 (62.5%)	暮らすうえで必要な生活費の事 (56.3%)	介護者がいなくなった時の事 (43.8%)
自立支援医療（精神通院）受給者証所持 (n=93)	暮らすうえで必要な生活費の事 (51.6%)	病気や健康の事 (41.9%)	就労支援や就職の事 (29.0%)
手帳を持っていない (n=40)	介護者がいなくなった時の事 (45.0%)	暮らすうえで必要な生活費の事 (37.5%)	就労支援や就職の事 (42.5%)

(3) 就労

障害者手帳を「持っていない」[山川 真由美23]人を除いて、障がいの種類にかかわらず、4割～6割の人が「就労している」と回答しています。

就労形態について、「療育手帳所持者」「精神障害者保健福祉手帳所持者」「自立支援医療（精神通院）受給者証所持者」は、「就労継続支援B型事業所で働いている」の回答率が高く、「身体障害者手帳所持者」は、「一般企業などで正社員として働いている」や「一般企業などでパート・アルバイト・派遣社員として働いている」の回答率が高くなっています。



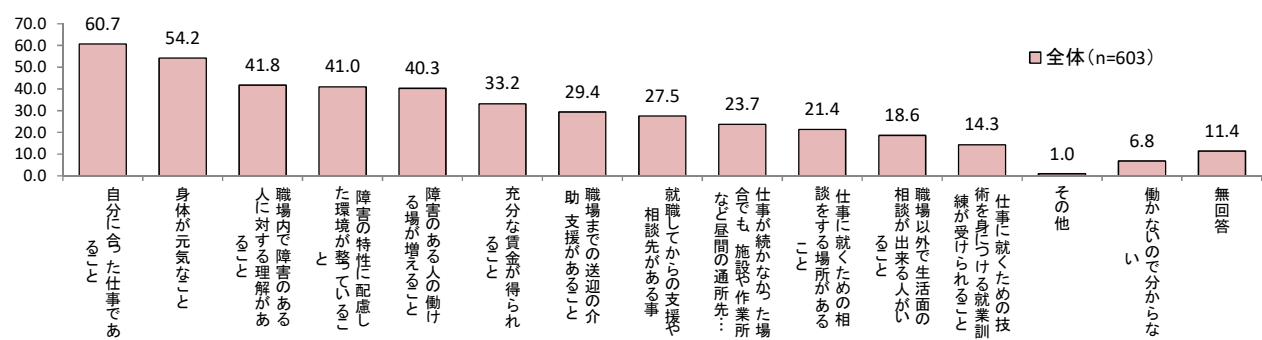
【就労形態】

	回答者数	と一般企業など いる正社員	社員・一般 と企業など パート・派遣	自分で事業 をしている	自宅で内職 をしている	就労継続 支援A型事業	就労継続 支援B型事業	その他
全体	274	12.0	19.3	2.9	0.4	16.8	48.2	0.4
身体障害者手帳所持	86	30.2	27.9	7.0	1.2	11.6	20.9	1.2
療育手帳所持	147	2.7	12.2	0.0	0.0	21.8	63.3	0.0
精神障害者保健福祉手 帳所持	53	3.8	17.0	3.8	0.0	15.1	60.4	0.0
特定医療費(指定難 病)受給者証所持	7	14.3	42.9	0.0	0.0	14.3	28.6	0.0
自立支援医療(精神通 院)受給者証所持	41	12.2	19.5	0.0	0.0	12.2	56.1	0.0
持っていない	1	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0

働くために必要なことは、「自分に合った仕事であること」「身体が元気なこと」「職場内で障害のある人に対する理解があること」の回答率が高くなっています。

障がい種別でみると、上記の3つの条件が、いずれの障がいでも回答率が高い傾向にありますが、「精神障害者保健福祉手帳所持者」や「自立支援医療（精神通院）受給者証所持者」は、特に「職場内で障害のある人に対する理解があること」の回答率が高く、「療育手帳所持者」は「障害のある人の働ける場が増えること」の回答率が高い傾向にあります。

【働くために必要なこと】



	1 位	2 位	3 位
身体障害者手帳所持 (n=211)	身体が元気なこと (55.0%)	自分に合った仕事であること (47.9%)	障害のある人の働ける場が増えること (36.0%)
療育手帳所持 (n=284)	自分に合った仕事であること (61.6%)	身体が元気なこと (56.7%)	障害のある人の働ける場が増えること (45.1%)
精神障害者保健福祉手帳所持 (n=98)	自分に合った仕事であること (66.3%)	身体が元気なこと (54.1%)	職場内で障害のある人に対する理解があること (50.0%)
特定医療費（指定難病）受給者証所持 (n=16)	身体が元気なこと (75.0%)	自分に合った仕事であること (43.8%)	障害の特性に配慮した環境が整っていること 障害のある人の働ける場が増えること 十分な賃金が得られること 職場までの送迎の介助・支援があること (31.3%)
自立支援医療（精神通院）受給者証所持 (n=93)	自分に合った仕事であること (63.4%)	身体が元気なこと (51.6%)	職場内で障害のある人に対する理解があること (32.3%)
手帳を持っていない (n=40)	自分に合った仕事であること (80.0%)	職場内で障害のある人に対する理解があること (75.0%)	障害の特性に配慮した環境が整っていること (50.0%)

就労で優先的に取り組んでほしい取組は、障がい種別で見ると、『療育手帳所持者』は「施設や作業所の充実」(68.7%)、『精神障害者保健福祉手帳所持者』は「障がいのある人の就労支援」(65.3%)が高い傾向にあります。

【就労で優先的に取り組んでほしい取組】

	回答者数	障がいの就労の支援	施設の充実や作業所	就業の場、訓練の充実	就労相談する職員の指導	中学校や高校の進路相談	その他	無回答
全体	603	55.6	53.9	39.1	21.9	4.8	13.3	
身体障害者手帳所持	211	49.8	43.1	32.2	20.4	5.7	17.1	
療育手帳所持	284	52.5	68.7	35.9	14.4	3.9	14.1	
精神障害者保健福祉手帳所持	98	65.3	53.1	48.0	19.4	6.1	9.2	
特定医療費（指定難病）受給者証所持	16	50.0	25.0	37.5	25.0	6.3	25.0	
自立支援医療（精神通院）受給者証所持	93	60.2	46.2	44.1	24.7	8.6	5.4	
持っていない	40	70.0	40.0	45.0	50.0	-	17.5	

(4) 社会参加・防災

自由時間にしたい活動をするために必要なこととしては、「いつでも気軽に立ち寄り、仲間たちと過ごすことのできる場所」「介助者や支援者の付き添い」「交通機関や公共施設の充実・改善」の回答率が高くなっています。

障がい種別で見ると、「療育手帳所持者」は特に「介助者や支援者の付き添い」(51.1%)を必要としています。また、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は、他の障がいよりも「技術を教えてくれる人の紹介」(21.4%)を必要とする割合が高くなっています。

【自由時間にしたい活動をするために必要なこと】

	回答者数	きとちいう過寄りでも仲間軽のたに立ち	付介き助添えや支援者の	設交の通充機関や改善公共施	広理障が地報解やすい域ののあ人たちのをが	ラ活ン動を応援のす養る成ボ	催文う見化スに行きたの芸と開術思	る技人の術を教えてくれ
全体	603	40.3	36.3	30.2	26.9	21.1	20.6	15.3
身体障害者手帳所持	211	33.2	34.1	28.4	23.7	16.1	16.6	10.9
療育手帳所持	284	44.4	51.1	32.4	34.2	31.7	19.7	13.4
精神障害者保健福祉手帳所持	98	42.9	18.4	26.5	15.3	12.2	22.4	21.4
特定医療費(指定難病)受給者証所持	16	43.8	56.3	37.5	25.0	43.8	25.0	12.5
自立支援医療(精神通院)受給者証所持	93	35.5	17.2	23.7	12.9	7.5	23.7	20.4
持っていない	40	40.0	32.5	30.0	37.5	15.0	25.0	12.5
無回答	14	42.9	42.9	35.7	35.7	35.7	7.1	28.6

	回 答 者 数	ス ポ ー ツ 大 会 や 文 化 祭 な ど の 支 援 を 発 表 す る 場 所	講 習 会 ・ 研 修	情 報 を 知 る こ と や 手 話 通 訳 者 派 遣 な ど の コ ミュ ニ ケー ション の 支 援	そ の 他	特 に な い	無 回 答
全体	603	10.0	8.3	7.5	2.5	15.1	6.3
身体障害者手帳所持	211	8.5	8.1	8.5	4.3	17.1	5.7
療育手帳所持	284	10.9	5.6	7.0	1.1	12.3	6.0
精神障害者保健福祉手帳所持	98	10.2	13.3	4.1	3.1	15.3	4.1
特定医療費（指定難病）受給者証所持	16	18.8	6.3	0.0	0.0	25.0	0.0
自立支援医療（精神通院）受給者証所持	93	6.5	10.8	3.2	6.5	23.7	7.5
持っていない	40	12.5	5.0	10.0	0.0	15.0	7.5
無回答	14	14.3	7.1	21.4	7.1	14.3	7.1

災害で不安に感じることとして、「周囲に障がいの理解があるか」「安全な場所まで避難できるか」「家族以外の支援者の介助はあるか」の回答率が高くなっています。

障がい種別で見ると、『身体障害者手帳所持者』は「避難所の設備」(41.7%)、『療育手帳所持者』は「周囲に障がいの理解があるか」(55.6%)と「家族以外の支援者の介助はあるか」(45.4%)、「意思伝達」(39.4%)、『精神障害者保健福祉手帳所持者』は「薬や医療の事」(44.9%)の回答率が高くなっています。

【災害で不安に感じること】

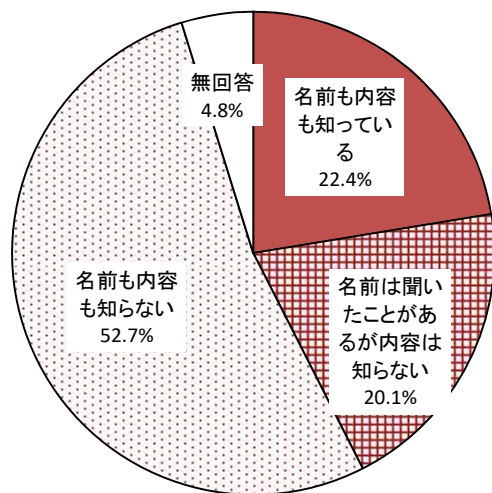
	回答者数	かの周囲に障がいがある	かで安全な場所まで避難できる	あ援家る者族かの以外助のは支	避難所の設備	意思伝達	のブ避難保イ場所での	薬や医療の事
全体	603	42.6	42.5	32.2	30.0	29.4	29.4	28.4
身体障害者手帳所持	211	41.7	46.4	33.2	41.7	22.7	31.8	35.5
療育手帳所持	284	55.6	46.1	45.4	30.3	39.4	29.2	23.2
精神障害者保健福祉手帳所持	98	30.6	36.7	15.3	22.4	20.4	35.7	44.9
特定医療費(指定難病)受給者証所持	16	25.0	43.8	43.8	43.8	25.0	25.0	37.5
自立支援医療(精神通院)受給者証所持	93	21.5	34.4	15.1	17.2	10.8	24.7	39.8
持っていない	40	42.5	45.0	32.5	25.0	32.5	22.5	7.5

	回答者数	い談避るで難かき場る所人でが相	ら災れ害る情か報が得	ない被宅か害がに空あきわ巢	ら所最なの寄の場りのを非知難	こ不安はに感じる	その他	無回答
全体	603	27.5	17.4	12.9	7.6	8.8	4.0	4.6
身体障害者手帳所持	211	23.2	18.5	12.3	6.2	9.0	4.3	3.3
療育手帳所持	284	33.5	16.9	12.0	6.7	8.1	3.5	5.3
精神障害者保健福祉手帳所持	98	35.7	20.4	17.3	18.4	8.2	4.1	4.1
特定医療費(指定難病)受給者証所持	16	31.3	6.3	6.3	0.0	18.8	0.0	6.3
自立支援医療(精神通院)受給者証所持	93	25.8	14.0	14.0	11.8	16.1	4.3	4.3
持っていない	40	20.0	15.0	17.5	2.5	2.5	2.5	5.0

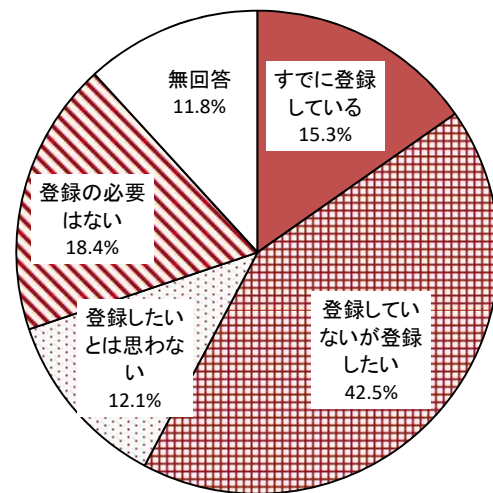
避難行動要支援者同意者名簿は、「名前も内容も知らない」が 52.7%、「名前は聞いたことがあるが内容は知らない」が 20.1%とほとんどの人が知らない状況です。

避難行動要支援者同意者名簿に「すでに登録している」人は 15.3%と少なく、「登録していないが登録したい」人が 42.5%と多くを占めています。

【避難行動要支援者同意者名簿の認知度】



【避難行動要支援者同意者名簿への登録希望】



【優先してほしい取組（住居・サービス・余暇）】

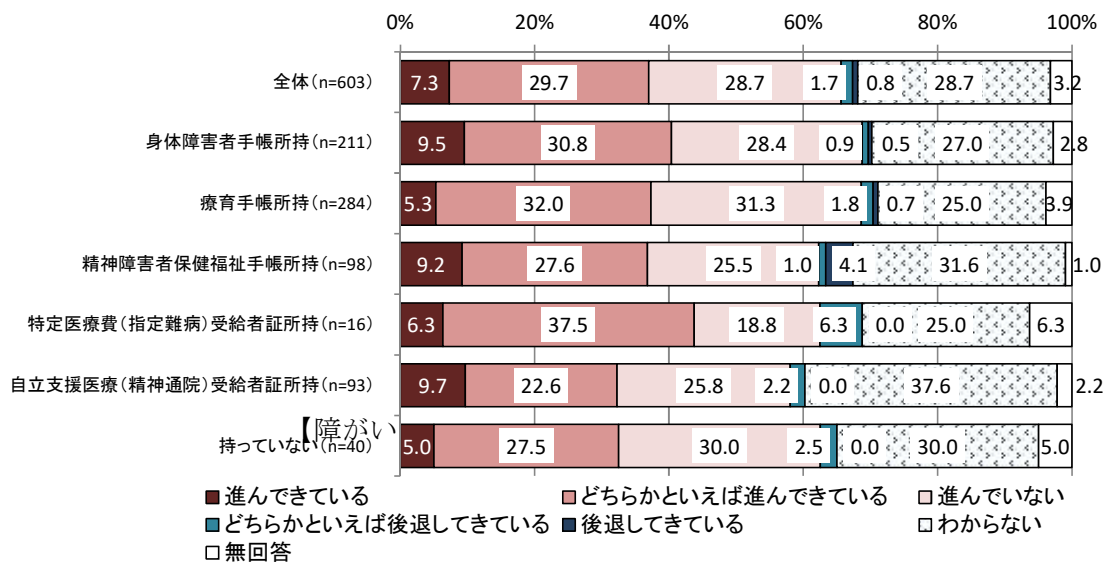
	回答者数	交通安全、防犯環境、防	福祉サービスの充実	住まいの確保	身近に受け入れられる医療機関の充実	生活・余暇の文化・スポーツが	金銭管理等の支援	その他	無回答
全体	603	41.5	37.1	34.0	26.7	24.9	16.3	2.3	11.9
身体障害者手帳所持	211	44.1	36.0	27.5	30.3	21.8	8.5	2.4	14.2
療育手帳所持	284	38.4	47.5	47.9	24.3	23.6	18.0	3.5	10.9
精神障害者保健福祉手帳所持	98	39.8	27.6	30.6	31.6	24.5	22.4	0.0	10.2
特定医療費（指定難病）受給者証所持	16	31.3	18.8	31.3	18.8	43.8	6.3	0.0	25.0
自立支援医療（精神通院）受給者証所持	93	33.3	25.8	28.0	23.7	29.0	18.3	3.2	16.1
持っていない	40	47.5	30.0	17.5	20.0	32.5	22.5	－	12.5

(5) 市民理解

障がいに対する市民の理解は、障がいの種類に関わらず、「どちらかといえば進んできている」と「進んできている」を3割以上の方が回答しています。一方で「わからない」という回答も2～3割となっています。

障がいに対する市民の理解を深めるためには、「学校での福祉教育の充実」が必要との回答率が高くなっていますが、『精神障害者保健福祉手帳所持者』は「障がいのある人と地域住民との交流機会の促進」(42.9%)が必要との回答が最も高くなっています。

【障がいに対する市民の理解度】



	回答者数	の関障 講心が 演をい 会深に やめつ 研るい 修たて 会めの	ンテ対障 テイしが テイアてい ア活のの 人動ボあ 材やラる 育ボン人 ラに	機地障 会域が の住い 促民の 進とあ のる 交人 流と	の学 充校 実で の福 祉 教 育	の民福 促へ祉 進の施 開設 放の や地 交域 流住	その他	無 回 答
全体	603	32.2	34.7	34.8	46.1	23.7	5.1	11.3
身体障害者手帳所持	211	32.2	28.4	34.1	46.4	22.7	6.6	11.8
療育手帳所持	284	30.6	45.1	37.0	45.8	25.7	3.9	12.0
精神障害者保健福祉手帳所持	98	37.8	33.7	42.9	38.8	28.6	5.1	5.1
特定医療費(指定難病)受給者証所持	16	31.3	12.5	43.8	43.8	18.8	6.3	0.0
自立支援医療(精神通院)受給者証所持	93	32.3	22.6	29.0	44.1	19.4	5.4	10.8
持っていない	40	27.5	17.5	20.0	75.0	20.0	7.5	12.5

【優先して取り組むべきこと（共生社会）】

	回答者数	対障害者がいる人の理解がある人に	また安住心がづいて暮らせる地域で	流わ場ない有様になかなか	り重個性とる多様性がく尊	及権利擁護制度の普	成ボ・ランティアアの育	その他	無回答
全体	603	55.1	48.4	25.9	23.2	20.4	16.4	1.0	13.1
身体障害者手帳所持	211	54.0	46.0	23.2	19.9	15.6	15.6	1.9	13.7
療育手帳所持	284	59.2	55.6	23.6	23.6	22.2	19.4	1.1	10.9
精神障害者保健福祉手帳所持	98	46.9	51.0	31.6	23.5	26.5	12.2	0.0	11.2
特定医療費（指定難病）受給者証所持	16	43.8	43.8	18.8	18.8	12.5	18.8	0.0	25.0
自立支援医療（精神通院）受給者証所持	93	47.3	45.2	29.0	24.7	22.6	9.7	2.2	16.1
持っていない	40	52.5	32.5	32.5	47.5	15.0	25.0	0.0	17.5

(6) 権利擁護

全体のおよそ5割が、「特に権利侵害を受けたことがない」と回答しています。

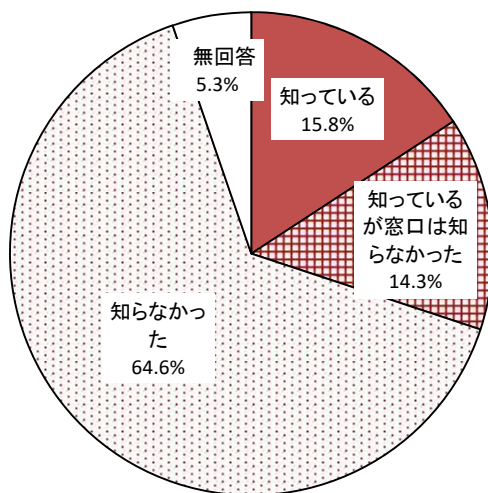
一方で、障がいの種類別では、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は、「学校でのいじめ・虐待」(26.5%)や「職場でのいじめ・虐待」(21.4%)を受けた経験が多い傾向にあります。

障がい者虐待の通報義務は、64.6%の人が「知らなかった」と回答しており、また、障害者差別解消法による変化は「わからない」(51.1%)、「変化なし」(33.7%)の回答が多くなっています。

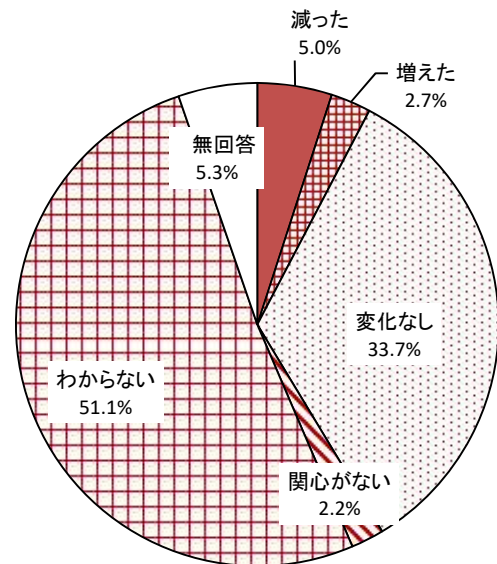
【受けたことがある権利侵害】

	回答者数	虐待 家庭内での 虐待	施設 ・で 虐待 の 虐待	学校 ・で 虐待 の 虐待	職場 ・で 虐待 の 虐待	要約問 寄 締 販 付 金 の ・ 強 契 訪	シブ ー ラ の イ 侵 バ 害	の 地 孤 城 立 社 会 で	その他	こ 害 特 と は 受 権 な け 利 いた 侵	無 回 答
全体	603	5.3	4.6	16.1	8.8	1.8	6.0	13.4	3.6	50.9	10.6
身体障害者手帳所持	211	2.8	4.7	10.9	8.1	1.4	4.3	12.3	1.4	55.9	11.8
療育手帳所持	284	6.0	6.7	16.5	6.0	2.1	5.6	16.5	3.5	48.6	11.6
精神障害者保健福祉手帳所持	98	11.2	4.1	26.5	21.4	4.1	10.2	14.3	6.1	35.7	7.1
特定医療費(指定難病)受給者証所持	16	6.3	6.3	25.0	-	-	25.0	18.8	6.3	43.8	12.5
自立支援医療(精神通院)受給者証所持	93	10.8	3.2	21.5	14.0	1.1	11.8	10.8	8.6	39.8	8.6
持っていない	40	2.5	-	12.5	5.0	-	2.5	10.0	5.0	67.5	10.0

【障がい者虐待の通報義務の認知度】



【障害者差別解消法による差別や不便の変化】

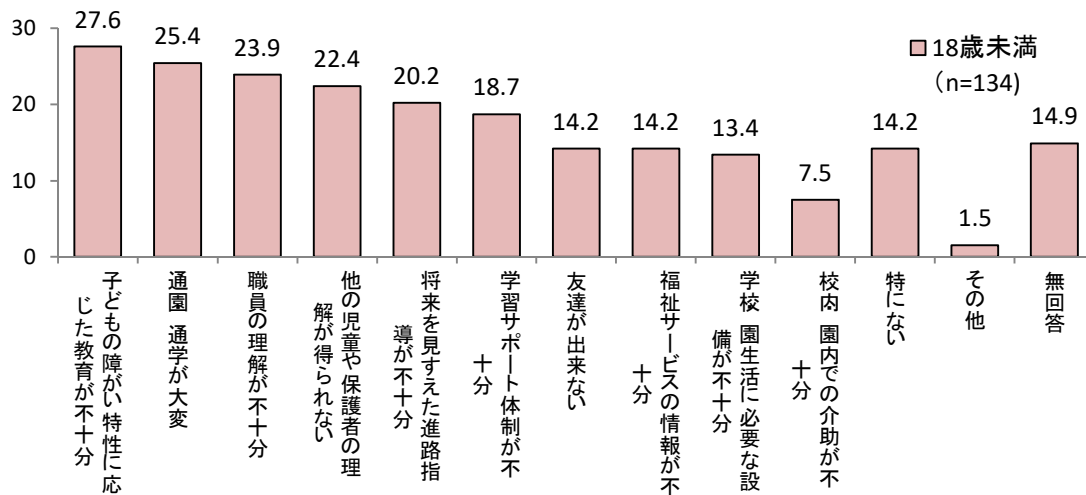


(7) 教育

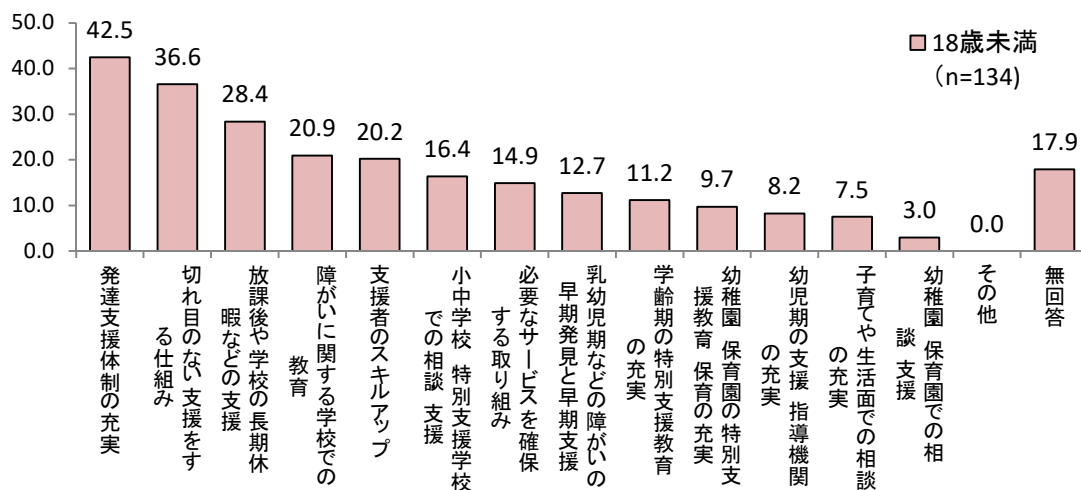
学校・園生活を送るうえでの問題点として、「子どもの障がい特性に応じた教育が不十分」(27.6%)や「通園・通学が大変」(25.4%)、「職員の理解が不十分」(23.9%)の回答率が高くなっています。

また、優先して取り組むべきこととしては、「発達支援体制の充実」(42.5%)や「切れ目ない支援をする仕組み」(36.6%)、「放課後や学校の長期休暇などの支援」(28.4%)の回答率が高くなっています。

【学校・園生活を送るうえでの問題点】



【優先して取り組むべきこと（障がい児・保護者支援）】

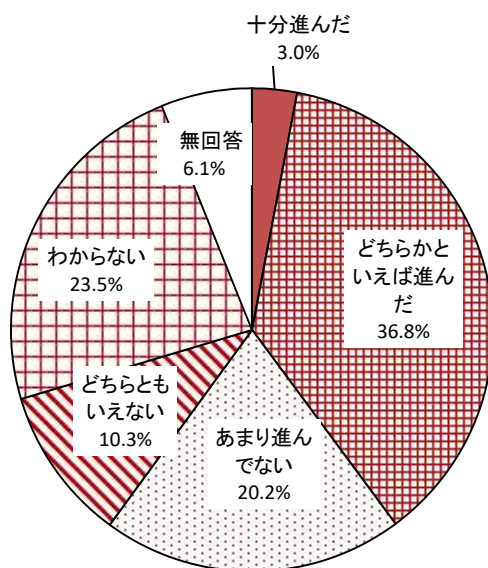


(8) サービス・設備

バリアフリーやユニバーサルデザインについては、36.8%の人が「どちらかといえば進んだ」と回答しています。一方で、「わからない」(23.5%)や、「あまり進んでいない」(20.2%)の回答も少なくありません。

サービスで困っていることについては、「特に困っていることはない」の回答率が最も高い一方で、「サービスの利用手続きが大変」と「サービスの内容・利用方法を知らない」の回答も少なくありません。特に、『療育手帳所持者』は「サービスの利用手続きが大変」（37.3%）の回答が、他に比べて高くなっています。

【バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進】



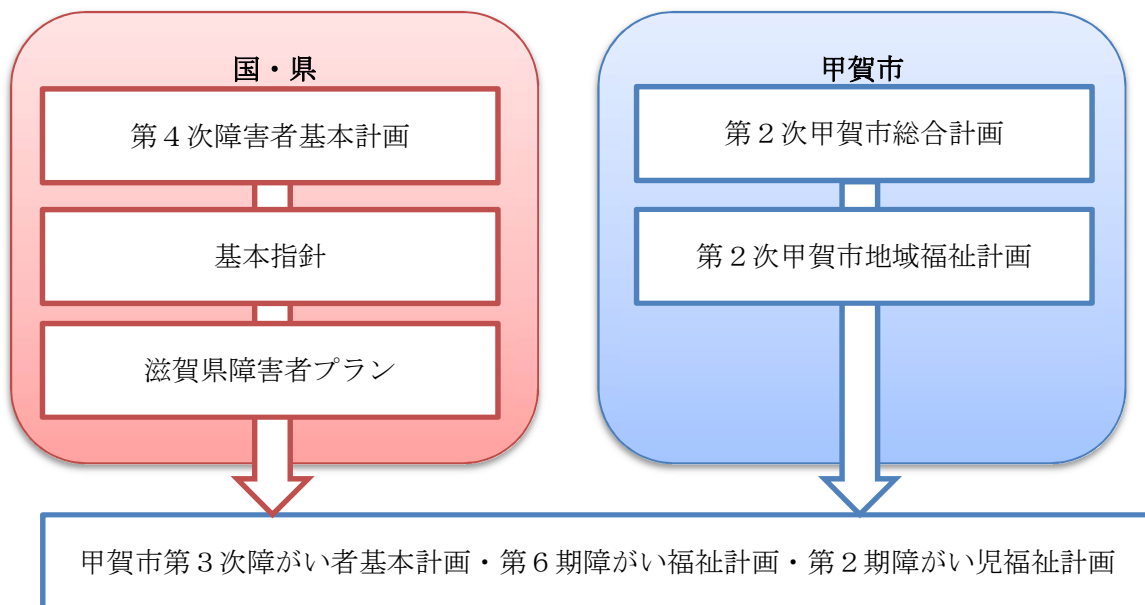
【サービスで困っていること】

	回答者数	サービス利用の手続きが大変	サービス内容・利用方法を知らない	希望の曜日や時間に 対応してもらえない 場所がない	障害支援区分認定を受けなければならない	人材不足のため事業所に断られた	支援内容に不満がある	医療的ケアなど障がいに対応してもらえない事業所がない	家族が反対する	その他	特に困っていることはない	無回答
全体	603	28.5	17.7	11.3	7.8	7.5	6.5	4.1	1.5	2.2	39.0	10.0
身体障害者手帳所持	211	22.3	16.1	10.9	5.7	8.5	7.1	6.6	1.9	2.4	44.1	10.0
療育手帳所持	284	37.3	16.2	18.3	8.8	13.4	6.0	4.2	0.7	2.1	30.6	9.2
精神障害者保健福祉手帳所持	98	26.5	19.4	7.1	7.1	1.0	6.1	5.1	3.1	2.0	41.8	7.1
特定医療費（指定難病） 受給者証所持	16	18.8	18.8	6.3	12.5	6.3	-	6.3	6.3	-	37.5	12.5
自立支援医療（精神通院）受給者証所持	93	23.7	16.1	6.5	7.5	1.1	4.3	2.2	2.2	1.1	54.8	5.4
持っていない	40	22.5	25.0	5.0	5.0	-	2.5	2.5	5.0	2.5	47.5	12.5

第3章 計画の考え方

● 計画策定の考え方

本計画は、国及び県の障害に関する計画や方針に基づくとともに、甲賀市におけるまちづくりの指針である総合計画や地域福祉計画といった上位計画と整合を取った計画とします。



1 計画の理念（案）

「第2次甲賀市障がい者基本計画」は、だれもがお互いに人格と個性を尊重し、理解し合いながら、身近な地域での支えあいやつながりといったあたたかい共生社会を目指して、計画の理念を「みんなで向きあい 支えあう 安心・交流・生きがいのある福祉のまち 甲賀」としました。

国の障害者基本計画（第4次）や滋賀県障害者プランにおいても、障がい者がその能力を最大限に発揮し、自己実現により社会でいきいきと活躍することができることを重視し、共生社会の実現を目標に見据えています。

また、本市のまちづくりの指針である総合計画及び福祉分野の上位計画である地域福祉計画においては、安心して暮らすことができること、困難や挑戦には「温かい手」が差し伸べられることにより、幸せに暮らし続けることができるまちの実現を目指しています。

本計画においても、第2次計画の基本理念を引き継ぎ、共生社会の実現を計画の目指す方向性として、引き続き定めるとともに、「安心」や「生きがい」に加えて「幸せ」を感じることができるまちづくりを目指し「みんなでつながり 支えあう 安心・交流・生きがいと幸せを感じるまち あい甲賀」を基本理念として定めます。[manseki_a24]

【障害者基本計画（第4次）】

共生社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、**障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できる**よう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している**社会的な障壁を除去**するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものとする。

【滋賀県障害者プラン】

県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現

～みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる～

障害のある人もない人もお互いに尊重し、理解し、助け合う中で、働く意欲のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮するなど、**すべての人がその有する力を最大限に発揮する**ことで、**生き生きと活躍**し、居場所と出番を実感できる**共生社会の実現**を目指します。

【第2次甲賀市総合計画】

あい甲賀 いつもの暮らしに「しあわせ」を感じるまち

「あい甲賀」このまちでは、すべての人の人権が尊重され、人と人のつながりや心のふれあいが生まれています。

四季折々、豊かな風土は、私たちに多くの恵みをもたらすとともに、郡中惣による自治の伝統と、匠の手に伝わる確かな技術が受けつがれ、「甲賀流」の誇りを生み出しています。

誰もが**生きがい**をもって、**健康で安心して暮らし**、もし誰かが不幸に苦しむことがあれば、まわりから**温かい手が差し伸べられ**、誰かが新たなチャレンジに挑むときには、**力強い応援**が寄せられます。

私たち一人ひとりが地域の自然や伝統を守り、「**住み心地**」や「**稼ぐ力**」を**高め**、いつもの暮らしのなかで、市民であることに「**幸福**」や「**誇り**」を感じています。

甲賀市を「選ぶ」人や企業が世界中から集まり、若者が**住み続けたい**と思い、新しい家族が生まれ、子どもの声があふれています。

このような、まちや人の姿を「あい甲賀 いつもの暮らしに“しあわせ”を感じるまち」とし、輝く未来を実現するために行動します。

【第2次甲賀市地域福祉計画】

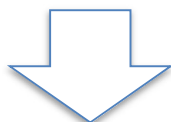
人々がつながり 暮らしの中で感じる幸せを 未来へつなぐまち あい甲賀

地域福祉を進めるためには、人がつながり、地域がつながり、そして社会とつながることによって、**誰にでも温かい手が差し伸べられるしくみ**をつくっていくことが大切です。

甲賀市では、こうしたしくみを広げていくことで、市民一人ひとりが**幸せ**を感じることができる暮らしを実現し、またそのような暮らしを次世代へ受け継いでいくまちを目指すため、上記の基本理念を定めます。

みんなで向きあい 支えあう

安心・交流・生きがいのある福祉のまち 甲賀



みんなでつながり 支えあう

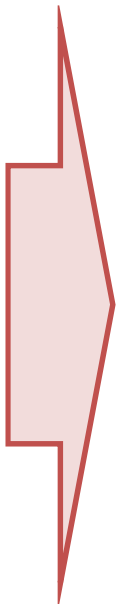
安心・交流・生きがいと幸せを感じるまち あい甲賀

2 計画の方針・体系図（案）

計画の基本方針及び施策の方向性に関して、現行計画より次の図の構成を検討しています。

第2次障がい者基本計画

基本方針	施策の方向性	施策の方針
1 生涯を通じて一貫した支援に努めます	(1) 相談・支援体制	①相談部署の役割と連携の体制整備 ②相談支援事業所の新規参入の促進と人材育成 ③相談窓口の周知 ④障害を通じ一貫した支援体制の構築 ⑤情報のバリアフリー化の推進 ⑥基幹相談支援センターの充実
	(2) 子どもの発達と子育てへの多様な支援	①早期発見から適切な支援へ ②発達支援の充実 ③保護者が子育てや子どもの発達について学び相談できる場の充実 ④保育及び教育と専門機関をつなぐ仕組みの充実 ⑤切れ目のない支援の仕組みづくり
	(3) 学校教育と進路支援	①インクルーシブ教育システムの構築 ②適切な就学・進路支援
2 住み慣れた地域での生活を支援します	(1) 地域生活への支援やサービス	①自立支援給付等によるサービスの提供 ②支援サービスにおける人材の育成・確保 ③グループホーム等の多様な住まいの確保 ④家族介護者への支援 ⑤地域生活支援拠点等の整備
	(2) 地域活動や余暇への支援	①地域活動支援センターの充実 ②地域資源を活用した余暇活動の推進 ③地域で参加できる場の充実
	(3) 保健・医療	①医療機関との連携 ②こころの健康・健康づくり・介護予防
3 就労を社会参加と支援します	(1) 就労支援	①企業啓発等による雇用の促進 ②関係機関と協力連携・継続的な就労支援
	(2) 職業訓練機会と福祉的就労環境	①専門的に就労訓練を行える事業所の確保
	(3) 就労定着支援	①就労定着支援の推進
4 お互いに支えあえる地域をつくります	(1) 福祉のまちづくり	①差別の解消と合理的配慮の推進 ②福祉のまちづくりに関する啓発の推進 ③公共施設及び公共交通機関の環境整備
	(2) 多様な障がいがあることの周知	①多様な障がいへの正しい理解の促進 ②人権尊重の推進
	(3) 地域ケア体制	①権利擁護システムの構築 ②総合的な地域ケアの推進
	(4) 防災対策	①防災対策の充実



第3次障がい者基本計画

基本方針	施策の方向性	施策の方針
1 誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる	(1) 相談・支援体制 [manseki_a25]	①相談部署の役割と連携の体制整備 ②相談支援事業所の体制強化と質の向上、人材育成[保井 純子26] ③相談窓口の周知 ④障害を通じ一貫した支援体制の構築 ⑤情報のバリアフリー化の推進 ⑥基幹相談支援センターの充実
	(2) 地域生活への支援やサービス	①自立支援給付等によるサービスの提供 ②福祉人材の育成・確保[manseki_a27] ③グループホーム等の多様な住まいの確保 ④家族介護者への支援 ⑤地域生活支援拠点等の整備 ⑥障がいの重度化・障がい者の高齢化への対応[manseki_a28]
	(3) 保健・医療	①医療機関との連携 ②こころの健康・健康づくり・介護予防 ③多様な障害・感染症等への対応[manseki_a29]
2 子どもの学びと成長を支える	(1) 子どもの発達と子育てへの多様な支援	①早期発見から適切な支援へ ②発達支援の充実 ③保護者が子育てや子どもの発達について学び相談できる場の充実 ④保育及び教育と専門機関をつなぐ仕組みの充実 ⑤切れ目のない支援の仕組みづくり
	(2) 学校教育と進路支援	①インクルーシブ教育システムの構築 ②適切な就学・進路支援
3 望する人が生き生きと働くことができる	(1) 雇用・就業の促進	①企業啓発等による雇用の促進 ②関係機関と協力連携・継続的な就労支援 ③就労定着支援の推進
	(2) 職業訓練機会と福祉的就労環境	①専門的に就労訓練を行える事業所の確保
4 自己実現とある人の障がいを社会参加	(1) 地域活動や余暇への支援	①地域活動支援センターの充実 ②地域資源を活用した余暇活動の推進 ③地域で参加できる場の充実 ④文化・芸術活動への支援[manseki_a30]
	(2) 障害への理解促進	①多様な障がいへの正しい理解の促進 ②福祉教育の充実[manseki_a31]
5 誰もが暮らしやすい共生社会	(1) 福祉のまちづくり	①福祉のまちづくりに関する啓発の推進 ②公共施設及び公共交通機関の環境整備 ③防災・防犯対策の充実[保井 純子32] ④ボランティア活動の推進 or 市民参画の仕組みづくり [manseki_a33]
	(2) 差別解消・権利擁護	①差別の解消と合理的配慮の推進 ②障がい者の虐待防止
	(3) 地域ケア体制	①総合的な地域ケアの推進 ※精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの考え方を追加する [manseki_a34]

